



今回は「送り付け商法」の事例

～北区 男性 80 歳代～

ヘルパー訪問中に、着払いで **1 万円のメロン** が配達されてきました。ヘルパーが本人に確認したところ「頼んでないのになぁ??」とのことでした。事情を話し、宅配業者に持ち帰ってもらいました。その後、送ってきた業者からの連絡などはありません。



送り付け商法とは??

注文を受けていないにも関わらず事業者が消費者に商品を送りつけて金銭を請求する商法のことです。「押し付け販売」「ネガティブ・オプション」等とも言います。

送り付け商法に逢わないための対策!

- ◇要らないものはきっぱり断る。
- ◇頼んでないものは受け取らないと決めておく。
- ◇高齢者がだまされないよう家族や周りの方が気を配る。



不審に思ったときは、警察や消費生活センターへすぐに相談を!!



(☎消費者ホットライン 188)

(☎消費生活総合センター075-256-0800)

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

